

## 第2章

## 大学評価体制の整備について

本学における自己評価委員会は、平成4年11月に制定された「自己点検・評価実施規程」に基づいて設置され、教育と研究水準の向上と活性化および本学の目的と社会的貢献を推進するために、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を推進する役割を担ってきた。大学の組織運営および教育と研究の業績評価は、ここ数年の間に重要な課題として浮かび上がってきたものである。その背景となっているのは、国立大学の法人化への移行に備えて大学組織の管理運営体制の再編成が要請されているという事情がある。本年度の自己評価委員会は、このような環境変化に対応するために学内における評価実施体制の整備を最優先の審議事項としなければならなかった。

大学における業績評価は、教育研究活動の複雑性と多様性に加えて、その自律性が最大限に留意されなければならないために、一般的基準による外部からの評価では評価目的を達成できないという特徴をもっている。このことは大学評価のためにいくつかのアプローチがとられていることに反映されている。すなわち、現在大学に実施を要請されている評価は、それぞれ目的と評価主体を異にする、次の3つから構成されている。

- ・大学が独自に行う自己点検・評価（これには学生を対象とする授業改善のためのアンケートが含まれる）
- ・学外有識者による「外部評価」（平成12年度導入）
- ・大学評価・学位授与機構による「第三者評価」（平成12年導入）

本学の自己点検・評価は平成6年に開始されて、評価結果は「北に一星あり」の第1集以降毎年報告されてきている。当初、その評価事項の選択は、大学組織の全体を視野に入れて行われた。たとえば、第1集では、教育理念・目標及び将来構想、一般教育問題、教育活動の現状分析と課題、大学院、経済研究所、国際交流、本学の公開講座および本学の教育に関する学生の意識が評価事項として挙げられている。このような全体的な観点からの評価課題の選択が平成9年まで続いた後で、平成10年からは授業改善のためのアンケート調査が開始され、今日まで繰り返されてきている。続いて、平成11年の「点検及び評価の結果について、当該大学職員以外の者による検証を行うように努めなければならない」とする大学設置基準の改正によって、自己点検・評価の外部検証を目的とする外部評価が求められることになった。昨年度に始まる本学の外部評価導入までの経過、ならびに「大学院」と「国際交流」を評価項目とした評価結果の報告は、同じく「北に一星あり」第7集に掲載されている。さらに平成12年4月になると、大学評価・学位授与機構が設立され、国立学校設置法の規程が整備されたことに伴って、すべての国立大学を対象とする「第三者評価」が導入されることになった。

この第三者評価は大学の教育研究の世界に競争原理を導入するという意図の下に始められ、大学の自己点検評価に依拠してなされるとしても、外部からの強制評価に近いもので、これからの大学評価制度の中心となるものである。その評価は、法人化された大学に対する公的資源の配分の根拠として位置づけられようとしているために、それに備えて学内に十分な実施体制を確立することが緊急の課題として浮かび上がってきた。本年度、最初に開催された自己評価委員会に学長が出席して「大学評価が多様化したことに伴い、評価に関する委員会組織の見直しを含め、学内体制の整備について早急に検討すること」を要望されたが、これは大学評価をめぐるこのような情勢の変化を考慮したことであった。自己評価委員会は、その後10回におよぶ審議を重ねて、最終的には、自己評価委員会それ自体を廃止し、さらに「自己点検・評価実施規程」に代えて、新たに「大学評価実施規程」を設けるべきであるとする結論を導いた。この「大学評価委員会」の設置とその根拠となる規程の提案は、平成13年7月の教授会に提案され承認された。

審議の過程で、自己評価委員会は、情勢の変化に対処できないであろうという意見の一致が得られていた。とくに懸念されたのは「第三者評価」に対する委員会の対応能力である。大学評価の全体を効果的に実施する体制の整備が必要であり、それは自己評価委員会のあり方それ自体の再構築を含むものであろうとする合意があった。

そのような再構築に際して、出発点となる基本的な思考は次のようなものである。すなわち、大学評価の基盤は、教官個人および大学を構成する組織単位としての各部局による自己評価であること、自己評価に基づかなくては、評価対象の自主性と自律性が維持できないであろうこと、また専門職集団である教官組織の業績評価においては評価そのものが成立しないであろうことである。大学評価に対するこのような姿勢が普遍的なものであることは、第三者評価に対する体制の整備を呼びかける「国立大学協会・大学評価に関する特別委員会ワーキング・グループ最終報告」（平成12年3月31日）でも同様な趣旨の提言がなされていることに表れている。

「各大学において、評価のための組織を確立し、整備して行くことが必要である。各大学のそうした努力なしには、大学の自主性を生かした大学評価の実現は望みがたい。現実的に、来年度には大学評価機関による評価活動が始まり、各大学は対応を迫られることになる。大学評価機関から送られた調査票に、大学側が機械的に必要事項を記入する形で大学評価が進められることになれば、大学評価が本来の目的を達しえないことは改めて言うまでもない。大学の側に、教職員による自主的な評価体制が確立され、十分な活動能力が確立されて初めて、大学は評価において主体性を発揮することができる。」

ここで言及される自主的な評価体制を本学で確立しようとする際に、学術担当副学長の職能をどのように評価体制の中に調整的に組み込むかが問題となつた。それは直接的には誰をこの委員会の委員長とするかの問題として議論された。大学評価は、教官および職員個人、ならびに個々の部署の業績評価に直接関連するがゆえに、評価の妥当性と客観性が保証されなければならない。それは大学運営のさまざまな側面における全学的なコンセンサスを確立するための基盤となるであろうか

らである。他方で、副学長は、大学評価に十分なイニシアティブを発揮できなければならない。それは大学運営における機動性と弾力性の1つの源泉となるであろうからである。自己評価委員会の再構成に際して、それゆえ、これら二つの要請、すなわち、全学的なコンセンサスの確保と、副学長の職務の円滑な遂行の支援という要請が同時に満たされなければならないと考えられた。大学評価の量的拡大に対応することに加えて、これら二つの要請を同時に満たす委員会構成が導かれなければならなかった。自己評価委員会の到達した合意は次のように要約できるであろう。

1. 大学評価の範囲が従来と比べて大幅に拡大した。従来の自己評価委員会における審議の範囲は、自己点検・評価が主たるものであった。昨年より、これに外部評価と第三者評価が加わってきた。この拡大にあわせて、自己評価委員会の名称を「大学評価委員会」に改称する。また、それに伴い「小樽商科大学自己点検・評価実施規程」の廃止と、新たに「小樽商科大学大学評価実施規程」を提案する。後者の主たる内容は以下のようになる。
  2. 大学評価委員会の担当する審議範囲は、自己点検・評価、外部評価および第三者評価を含む。
  3. 大学評価委員会の担当する業務の拡大に対処するために、既存の学科系から選出された委員に加えて、教授会から選出される委員として2名を追加する。このことによって、学内における大学評価に関連する業務の主要な部分を大学評価委員会の構成員が担当できるようになるであろう。
  4. 今年度より制度化された学術担当副学長を委員会の構成員とする。大学評価におけるイニシアティブの発揮を支援するために、学術担当副学長に、大学評価・学位授与機構による第三者評価の学内における実施権限と責任を委譲する。具体的には、第三者評価のテーマごとに、大学評価委員会の委員を中心とした評価チームを編成し、その全体の指揮を委ねる。
  5. 委員会の委員長は学科選出の6名の委員と教授会によって選出される2名の委員とを加えた範囲から選出される。
  6. 学術担当副学長は、大学評価委員会の構成員である。それゆえ、その業務の遂行は、委員会の決定する方針と計画に依拠してなされる。また、業務遂行の過程と結果について委員会に説明責任を負う。

これらは、以下に掲載する「小樽商科大学大学評価実施規程」に盛り込まれて、平成13年7月の教授会に提案された。教授会の承認とともに、自己評価委員会は廃止され、新たに大学評価委員会が発足した。